

～10月からスタートする市内共通のお買物ポイント制度～

## 京丹後デジタルポイントの加盟店を募集します

令和4年7月29日

京丹後デジタルポイント運営協議会

京丹後市では、市内における消費喚起と域内でお金が回る仕組みを構築し、地域経済の好循環を促進することを目的に、京丹後市商工会、京都北都信用金庫、京丹後市で「京丹後デジタルポイント運営協議会」を組織し、市内の加盟店で利用可能なお買物ポイント制度「京丹後デジタルポイント」を、今年10月から導入します。

今回、制度の導入に向けて、別添チラシのとおり、市民の皆様に制度の概略を周知するとともに、加盟店の募集を開始しますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 京丹後デジタルポイントの概要について

- ①京丹後デジタルポイントは、市内の加盟店で利用できるお買い物ポイントです。
- ②ポイントカードまたはスマホの専用アプリで利用することができます。
- ③加盟店でお買物をすると、130円(税込)につき1ポイントがもらえます。
- ④たまったポイントは、次回以降のお買い物の際に、1ポイント1円として利用できます。
- ⑤9月中に、各世帯に1枚ポイントカードを配付します。
- ⑥カードを使わない方は、スマホに専用アプリをダウンロードしてご利用いただくか、別途ポイントカードの発行を申請していただきます。

#### 2 加盟店の募集について

##### ①対象

京丹後市内に店舗を有する事業所であること

##### ②申込先

京丹後デジタルポイント運営協議会（京丹後市役所商工振興課内）

##### ③申込期間

令和4年7月29日から受付開始

※申込の期限は設けませんが、8月31日までにお申込みいただいた事業所は、加盟店一覧表に掲載し、制度開始までに市内全世帯に配布します。

また、加盟店には毎月の会費（1,000円）をいただきますが、制度開始まで（9月末まで）にお申込みいただいた事業所は、3か月分の会費が無料となります。

※ポイントの取扱いに必要な店頭端末機とQRコードは貸与します。

### 3 制度導入に合わせた特典について

①各世帯に配付するポイントカードには、世帯人数×500ポイントを入れた状態でお送りします。

②10月の制度開始時から、通常のポイントに加えて、更に10倍のポイントがもらえるキャンペーンを実施します。

※1人あたり合計2,000ポイントを上限とし、ポイント発行総数が5,000万ポイントに達した時点でキャンペーン終了。

その他制度の概略については、別添のチラシをご確認ください。

#### 【問い合わせ先】

▶京丹後デジタルポイント運営協議会

(京丹後市商工観光部商工振興課 内)

電話：0772-69-0440 ファックス：0772-72-2030

メール：[shokoshinko@city.kyotango.lg.jp](mailto:shokoshinko@city.kyotango.lg.jp)

担当：三浦

市内事業者の皆様へ



# 京丹後デジタルポイントの 加盟店を募集します



令和4年10月1日から、「京丹後デジタルポイント」を導入するに  
あたり、加盟店の募集を行います。

## （応募にあたっての留意事項）

- ① ポイントの取扱いに必要な店頭端末機とQRコードは、京丹後デジタルポイント運営協議会（以下「協議会」とします。）が貸与し、9月中旬に設置します。
- ② 月額1,000円の会費をご負担いただきます。  
★9月末までに加盟店として登録いただくと、3ヵ月分の会費が無料となります。  
※店頭端末機を複数設置する場合は、別途ご相談ください。
- ③ 店頭端末機の利用には、インターネット回線及び無線LAN環境が必要です。  
通信環境がない場合は、別途SIMカードをご用意します（通信費は加盟店負担）。

## （加盟店におけるポイントの取扱い）

- ① 加盟店が発行するポイント  
月毎のポイント発行履歴に基づいて、協議会よりポイント数×1.2円を加盟店に請求します。
- ② 加盟店で使用されたポイント  
月毎のポイント使用履歴に基づいて、協議会よりポイント数×1円を加盟店の口座に送金します。  
※差額の0.2円は、協議会の運営費用に充当します。

## （加盟店の登録方法）

- 対象** 京丹後市内に店舗を有する事業所  
**申込先** 京丹後デジタルポイント運営協議会（京丹後市役所商工振興課内）  
**申込期間** 令和4年7月29日から受付開始

- ◆下記の登録申込書に必要事項を記入し、FAXで(72-2030)に送信いただくか、協議会に直接ご提出ください。（郵送、メールによる提出も可）  
※申込書の様式は、京丹後市ホームページにも掲載します。
- ◆加盟店の登録は随時受け付けます。なお、令和4年8月31日までにお申込みいただくと、市内各世帯にポイントカードを配付する際に同封する「加盟店一覧表」に、店名を掲載させていただきます。
- ◆同一事業者が市内で複数の店舗を経営されている場合は、店舗毎の登録が必要です。
- ◆お申込みいただいた事業所には、後日改めて、ポイント換金のための口座登録等のご案内をさせていただきます。

### 京丹後デジタルポイント加盟店登録申込書

FAX 72-2030

商号又は事業所名			
一覧表掲載名称			
代表者名			
業種	端末の希望台数	台	
住所	〒		
電話番号	FAX番号		

申込書のご提出  
及びお問合せ

京丹後デジタルポイント運営協議会  
（京丹後市商工会、京都北都信用金庫、京丹後市）

事務局：京丹後市役所商工振興課内  
TEL：0772-69-0440 FAX：0772-72-2030  
E-mail：shokoshinko@city.kyotango.lg.jp

# 京丹後デジタルポイントのご案内

令和4年10月からの制度開始を予定しています



京丹後デジタルポイントは、市内の加盟店で利用できる買物ポイントです。  
ポイントカードかスマホの専用アプリでご利用いただくことができます。

- ① 9月中旬に、ポイントカードを、各世帯に1枚配付します。
- ② カードを使わない方は、スマホの専用アプリをダウンロードしてご利用いただくか、別途ポイントカードの発行を申請してください。  
※アプリのダウンロード方法、ポイントカードの発行申請方法については、9月上旬にお知らせします。

## （ポイントの利用）

- ① 加盟店でお買物いただくと130円(税込)につき、1ポイントがもらえます。
- ② たまったポイントは、次回以降のお買物の際に1ポイント1円で利用できます。  
※ポイントを使用したお買物の際もポイントがもらえます。

特典  
1

9月中旬に配付する世帯主名義のポイントカードには、  
**世帯人数×500ポイント**を入れてお送りします！

特典  
2

京丹後デジタルポイント「**プラス10倍**」キャンペーンの実施！

10月の制度開始からポイント発行総数が5000万ポイントに達するまで、  
通常のポイントに加えて、更に10倍のポイントがもらえるキャンペーンを実施します。  
ただし、1人あたり合計2000ポイントを上限とします。  
(例)130円の買物に対して11ポイントがもらえます。  
※特典によるポイントの使用期限は、令和5年2月28日までとなります。

